

大分県報

令和二年
二月七日

（金曜日）

目次

告示

解除予定保安林（二件）……………
大分県の指定金融機関及び収納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務を定める告示の一部改正……………

○告示

大分県告示第六十七号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 解除予定保安林の所在場所
玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五三六七番七
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
指定理由の消滅
- 解除予定保安林の所在場所
玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五三六七番七
- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由
指定理由の消滅

令和二年二月七日

大分県告示第六十八号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 解除予定保安林の所在場所
玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五三六七番六（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 解除の理由
道路用地とするため
 - 解除予定保安林の所在場所
玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五三六七番六（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
 - 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十九号

大分県の指定金融機関及び収納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務を定める告示（平成二十年大分県告示第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

令和二年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三条の表その一中

大分県漁業協同組合	大分県内のすべての店舗
大分県漁業協同組合	本店

を
に改める。

附則

大分県報（告示）

この告示は、令和二年二月十日から施行する。

令和二年二月七日

大分県報（告示）